平成30年度第１回会議における指摘事項の検討結果について

１．予定価格における端数処理について

【従前】

・事務の効率化のため設計書金額の端数を切り下げる場合あり

＜考え方＞

・「歩切り（予定価格の設定に際し、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除）」は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第７条第１項第１号に違反（改正：平成26年６月４日公布・施行）。

※公共工事の品質確保の促進に関する法律

（発注者の責務）

第七条　発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

１　公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

※設計書金額：市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した、実際の施工に要する通常妥当な工事費用

※予定価格：契約担当者等により定められた、競争入札に付する事項の価格

・事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げて予定価格を決定することは、その減額や端数の切り下げが、入札契約手続の透明性や公正性の確保等を図るため合理的なものであり、かつ極めて少額にとどまるときには、やむを得ない場合があると考えられる。

【現行】

・平成30年度第１回会議における意見を受け、また、公共工事の品質確保の促進に関する法律等の趣旨を踏まえ判断。

⇒　<u>予定価格は端数処理を一切行なわず、設計金額と同額とする。</u>

（平成30年６月以降に入札通知を行う案件より適用済）

２．建設関連業務委託に係る最低制限価格非公表の取り扱いについて

【経緯】

・平成 23 年度から契約内容に適合した履行と目的物の良好な品質を確保するため、建設関連業務委託における入札（予定価格 50 万円超）について、最低制限価格制度を導入。

・適正な競争を確保するため最低制限価格は非公表。

＜考察＞

①建設工事と建設関連業務委託で異なる取り扱いは妥当か

・積算方法等は当然に異なるが、最低制限価格制度導入の趣旨は同様であることから、価格公表の取り扱いは同一であることが妥当

②滋賀県及び他市の状況（平成 30 年６月時点）

最低制限価格	導入		算定式		価格公表		
	有	無	公表	非公表	事前	事後	非公表
建設工事	14	0	11	3	1	10	3
建設関連業務委託	10	4	1	9	1	3	6

※下線は野洲市の現行の取り扱い

【今後】

・平成 28 年度より事後公表に切り替えた建設工事では落札率上昇は見られず、また、入札及び契約過程の透明性向上を図ることは意義が高いと判断。

⇒　最低制限価格については平成 31 年度より事後公表とする。

（算定の方法を従来どおりとするのか平成 31 年度に向け検討）